

山梨県公報

第千九百七十六号

平成二十一年

八月二十七日

木 曜 日

目 次

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件).....	四七七
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請.....	四七七
教育委員会.....	四七七
山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令.....	四七八
山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員.....	四七八
公安委員会.....	四七八
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.....	四七八
その他.....	四八四
一般競争入札について.....	四八四
正 誤.....	四八七
平成二十一年八月六日付第千九百七十号中.....	四八七

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年八月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人六日会
 - 2 代表者の氏名 伊東今朝次
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市芦安芦倉八百二十四番地

4 定款に記載された目的

この法人は、南アルプス市民に対して積極かつ自発的なボランティア活動を通じて安全で安心な活力ある地域づくりに貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年八月十九日から同年十月十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年八月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人ふくし小淵沢
 - 2 代表者の氏名 清水則雄
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市小淵沢町五千二十五
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、町内の高齢者・障害者・児童等に対して、地域で安心して過ごせるように、地域福祉サービス事業の提供を行い、地域福祉活動の質の向上を図ると共に、啓蒙活動を通じ、地域社会の活性化を図り、広く地域の福祉活動に貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年八月二十日から同年十月十九日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年八月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人めぐみ園

- 2 代表者の氏名 渡邊恵子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者をはじめとするすべての障害者、高齢者、社会的弱者等に対して、地域の中で暮らしやすい環境を作るため、小規模作業所の運営等による職業体験、就労の場を提供する事業を行い、障害者等の自立支援及び社会復帰の促進並びに地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年八月二十日から同年十月十九日まで

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第三号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
県 立 図 書 館
県 立 美 術 館
県 立 博 物 館
県 立 考 古 博 物 館
県 立 文 学 館
県 総 合 教 育 セ ン タ ー
県 立 学 校

山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年八月二十七日

山梨県教育委員会
委員長 古 屋 知 子

山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
第十八条第二項中、「同条第六項」を「同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

● 山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員

平成二十二年山梨県立甲府工業高等学校専攻科の入学者募集定員を次のとおり定め

る。
平成二十一年八月二十七日
山梨県教育委員会
委員長 古 屋 知 子

学 校 名	学 科 名	定 員	計
甲 府 工 業	建 築 科	(一)	(一)
		三〇	三〇

(注) 定員欄及び計欄の() は、学級数を示す。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第八十七号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。
平成二十一年八月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

別表第一中

一	中巨摩郡竜王町富竹新田三三七番地の一先（国道五二号線と県道敷島田富線との十字路交差点）	竜王駅前	六三・八・二一 告示 第二一号
---	---	------	-----------------------

を

一	甲斐市富竹新田三三七番地一先（国道五二号と県道との十字路交差点）	竜王駅前	平成二十一年八月二十七日 告示第八十七号
---	----------------------------------	------	-------------------------

三七二	中央市成島一、〇五六番地一先 (県道葎崎南アルプス中央線新 山梨環状道路側道と中央市道玉 穂三、一三〇号との交差点)	三村小学校北	平成二十二年七月九日 告示第六八号
-----	---	--------	----------------------

三七二	中央市成島一、〇五六番地一先 (県道葎崎南アルプス中央線新 山梨環状道路側道と中央市道玉 穂三、一三〇号との交差点)	三村小学校北	平成二十二年七月九日 告示第六八号
三七二	中巨摩郡昭和町飯喰一、二四一 番地一先(県道甲斐中央線と町 道二八一号線との十字路交差点)	団地南橋東詰	平成二十二年八月二十七日 告示第八七号

一七四	南アルプス市落合三〇番地先(市道下宮地荊沢線と市道荊沢芦原線との十字路交差点)	あしはら団地入口	平成一九年十一月一日 告示第一〇一号
-----	---	----------	-----------------------

一七四	南アルプス市落合三〇番地先(市道下宮地荊沢線と市道荊沢芦原線との十字路交差点)	あしはら団地入口	平成一九年十一月一日 告示第一〇一号
一七五	南アルプス市小笠原五九〇番地一五先(市道櫛形五号線と市道櫛形一八号線との十字路交差点)	あやめ橋南詰	平成二十二年八月二十七日 告示第八七号

一七六	南アルプス市西野二、〇八四番	白根東小学校	平成二十二年八月二十七日
-----	----------------	--------	--------------

	地五先(市道西野九六号線と市道西野三七号線との十字路交差点)	東	告示第八七号
--	--------------------------------	---	--------

一〇七	甲斐市竜地二、五〇六番地先(市道登美団地大屋敷線と市道希望ヶ丘線との十字路交差点)	双葉スマートIC入口	平成二十二年五月二日 告示第四五号
-----	---	------------	----------------------

一〇七	甲斐市竜地二、五〇六番地先(市道登美団地大屋敷線と市道希望ヶ丘線との十字路交差点)	双葉スマートIC入口	平成二十二年五月二日 告示第四五号
一〇八	甲斐市竜王新町四二〇番地二先(県道甲斐中央線と市道竜王駅南口線との丁字路交差点)	竜王駅前	平成二十二年八月二十七日 告示第八七号

七六	北杜市須玉町若神子五、五五三番地の一先(県道茅野北杜葎崎線と市道下黒沢和田南線の丁字路交差点)	日野春ガード	平成二〇年十一月三日 告示第一三四号
----	---	--------	-----------------------

七六	北杜市須玉町若神子五、五五三番地の一先(県道茅野北杜葎崎線と市道下黒沢和田南線の丁字路交差点)	日野春ガード	平成二〇年十一月三日 告示第一三四号
七七	北杜市長坂町富岡五四番地先(県道茅野北杜葎崎線)	日野春駅前	平成二十二年八月二十七日 告示第八七号

	七八	北杜市長坂町長坂上条二、六三番地先（県道茅野北杜葎崎線と県道長坂高根線との十字路交差点）	酪農試験場北	平成二十二年八月二十七日 告示第八七号
	一六	山梨市小原西九五番地先（市道駅前廻り線と市道との交差点）	山梨市役所前交差点	四九・九・二五
を	一六	山梨市小原西九五番地先（市道同士の十字路交差点）	山梨市役所南	平成二十二年八月二十七日 告示第八七号
に	七六	山梨市小原西九一番地先（県道万力小屋敷線と市道市役所前通り線との十字路交差点）	山梨市役所東	平成一四年六月二三日 告示第一九号
を	七六	山梨市小原西九一番地先（県道万力小屋敷線と市道との十字路交差点）	山梨消防署前	平成二十二年八月二十七日 告示第八七号
に	八九	甲州市勝沼町休息一、一一七番地の一先（市道綿塚一二号線と市道山一号线との十字路交差点）	田草川橋北	平成二〇年八月二一日 告示第一〇〇号

	八九	甲州市勝沼町休息一、一一七番地の一先（市道綿塚一二号線と市道山一号线との十字路交差点）	田草川橋北	平成二〇年八月二一日 告示第一〇〇号
	九〇	甲州市塩山上粟生野九〇三番地先（国道四一一号と農道との十字路交差点）	新千野橋東詰	平成二十二年八月二十七日 告示第八七号
に	四五	塩山市熊野一一三番地先（市道塩の山熊野線と市道との十字路交差点）	塩山警察署南	平七・二・二〇 告示第九号
を	四五	甲州市塩山熊野一一三番地先（市道同士の十字路交差点）	熊野南	平成二十二年八月二十七日 告示第八七号
に	一六三	南都留郡忍野村忍草一、三四〇番地一先（村道入角丸尾岸線と村道横川奥割線との交差点）	入角	平成二〇年一月二四日 告示第四号
を	一六三	南都留郡忍野村忍草一、三四〇番地一先（村道入角丸尾岸線と村道横川奥割線との交差点）	入角	平成二〇年一月二四日 告示第四号
	一六四	南都留郡鳴沢村二、一七七番地一先（国道一三九号と村道五六五号線との十字路交差点）	鳴沢総合センター入口	平成二十二年八月二十七日 告示第八七号
	一六五	南都留郡富士河口湖町船津一、	河口湖南中学	平成二十二年八月二十七日

四五六番地先（県道富士河口湖 富士線と町道との十字路交差点）	校南入口	告示第八七号
-----------------------------------	------	--------

に改める。
別表第十中

六七二	国道 一四一 号線	北巨摩郡須玉町若神子一、四二 九番地先（須玉町役場前）	一	北杜	平成二二年八月 二七日 告示第八七号
-----	-----------------	--------------------------------	---	----	--------------------------

六七二	市道	北杜市須玉町若神子一、四二七 番地三先（市道と県道との十字 路交差点）	二	北杜	平成二二年八月 二七日 告示第八七号
-----	----	---	---	----	--------------------------

二、四五〇	県道 河口湖 富士線	南都留郡河口湖町船津一、一五 三番地先（湖南中学校南）	一	富士 吉田	五・八・一一 三五号
-------	------------------	--------------------------------	---	----------	---------------

二、四五〇	削除			富士 吉田	平成二二年八月 二七日 告示第八七号
-------	----	--	--	----------	--------------------------

三、七八一	県道 敷島田 富線	中巨摩郡竜王町竜王新町三五四 番地先（「大久保驕」方前交差 点）	一	南甲 府	平四・五・一四 第一八号
-------	-----------------	--	---	---------	-----------------

三、七八一	削除			北杜	平成二二年八月 二七日 告示第八七号
-------	----	--	--	----	--------------------------

五、二二九	市道	甲斐市竜王新町四二〇番地一先	一	北杜	平成二二年八月 二七日 告示第八七号
-------	----	----------------	---	----	--------------------------

五、二二九	市道	甲斐市竜王新町四二〇番地二先 （県道甲斐中央線と市道竜王駅 南口線との丁字路交差点）	三	北杜	平成二二年八月 二七日 告示第八七号
-------	----	--	---	----	--------------------------

五、三〇一	国道四 一一号	北都留郡丹波山村四、九四三番 地二先（鴨沢公民館西側）	一	北杜	平成二二年八月 一三日 告示第八七号
-------	------------	--------------------------------	---	----	--------------------------

五、三〇一	国道四 一一号	北都留郡丹波山村四、九四三番 地二先（鴨沢公民館西側）	一	北杜	平成二二年八月 一三日 告示第八七号
-------	------------	--------------------------------	---	----	--------------------------

五、三〇二	町道	中巨摩郡昭和町河東中島一、四 二〇番地先（雨宮製作所南側丁 字路交差点）	一	北杜	平成二二年八月 二七日 告示第八七号
-------	----	--	---	----	--------------------------

五、三〇三	市道	甲斐市小曲町一、二五四番地一 先（十字路交差点）	一	北杜	平成二二年八月 二七日 告示第八七号
-------	----	-----------------------------	---	----	--------------------------

五、三〇四	県道	中巨摩郡昭和町飯喰一、二四一	二	北杜	平成二二年八月
-------	----	----------------	---	----	---------

五、三〇五	市道	南アルプス市落合一、三二五番地先（十字路交差点）	一	南アルプス	平成二十一年八月二十七日 告示第八七号
五、三〇六	県道	北杜市長坂町長坂上条二、六三六番地先（酪農試験場北交差点）	二	北杜	平成二十一年八月二十七日 告示第八七号
五、三〇七	国道四一 号	甲州市塩山上粟生野九〇三番地先（新千野橋東詰交差点）	二	日下部	平成二十一年八月二十七日 告示第八七号
五、三〇八	県道富士 河口 湖富士 線	南都留郡富士河口湖町船津一、四五六番地先（河口湖南中学校南入口交差点）	一	富士吉田	平成二十一年八月二十七日 告示第八七号
五、三〇九	国道一 三九号	南都留郡鳴沢村二、一七七番地一先（鳴沢総合センター入口交差点）	一	富士吉田	平成二十一年八月二十七日 告示第八七号

に改める。
別表第十六中

六三八	県道 台ヶ原 長坂線	北巨摩郡白州町台ヶ原二、二七六番地先（細入清孝方北側）	長坂	四九・四・一一 一六号
-----	------------------	-----------------------------	----	----------------

六三八	削除	北杜	平成二十一年八月二十七日 告示第八七号
-----	----	----	------------------------

五、八二四	釜無工業団地 一号道 路	中巨摩郡昭和町築地新居九三〇番地の一先（山梨県土地開発公社所有地南側）	南甲府	五八・五・二〇 三一号
五、八二五	釜無工業団地 一号道 路	中巨摩郡昭和町飯喰字村西一、二四二番地の一先（相原弥嗣眞方所有地北側）	南甲府	五八・五・二〇 三二号

五、八二四	削除	南甲府	平成二十一年八月二十七日 告示第八七号
五、八二五	削除	南甲府	平成二十一年八月二十七日 告示第八七号

九、二二三	町道	中巨摩郡榑形町小笠原六二五番地先（大木今朝雄方西側交差点北側・南進車両）	小笠原	平九・一一・一七 七 告示第五五号
九、二二四	町道	中巨摩郡榑形町小笠原六二五番地先（大木今朝雄方西側交差点南側・北進車両）	小笠原	平九・一一・一七 七 告示第五五号

九、二二三	削除	南アルプス	平成二十一年八月二十七日
-------	----	-------	--------------

九、二二四	削除		南アル プス	告示第八七号
			平成二十一年八月 二七日	

九、八六一	県道 台ヶ原 長坂線	北巨摩郡白州町台ヶ原二、二三二 一番地先 (鈴木喜典方東側・北進車両)	長坂	告示第一号
			平二二・一・一 三	

九、八六一	削除		北杜	告示第八七号
			平成二十一年八月 二七日	

一一、二〇二	県道甲 斐中央 線	甲斐市竜王新町四二〇番地一先 (丁字路交差点・南進車両)	葦崎	告示第七一号
			平成一九年八月 六日	

一一、二〇二	削除		葦崎	告示第八七号
			平成二十一年八月 二七日	

一一、二六九	市道	甲州市塩山上粟生野九〇三番地 先(千野橋南詰十字路交差点・ 北進車両)	日下部	告示第五八号
			平成二〇年五月 八日	

一一、二七〇	市道	甲州市塩山上粟生野九〇三番地 先(千野橋南詰十字路交差点・ 南進車両)	日下部	告示第五八号
			平成二〇年五月 八日	

一一、二六九	削除		日下部	告示第八七号
			平成二十一年八月 二七日	
一一、二七〇	削除		日下部	告示第八七号
			平成二十一年八月 二七日	

一一、四五八	市道	上野原市上野原七五二番地先 (原島ビル北側・北進車両)	上野原	告示第八一号
			平成二十一年八月 一三日	

一一、四五八	市道	上野原市上野原七五二番地先 (原島ビル北側・北進車両)	上野原	告示第八一号
			平成二十一年八月 一三日	

一一、四五九	市道	北杜市大泉町西井出八、二四〇 番地七七一先(県道と市道との 十字路交差点・西進車両)	北杜	告示第八七号
			平成二十一年八月 二七日	

一一、四六〇	市道	北杜市白州町横手一番地三先 (県道と市道との十字路交差点・ 北進車両)	北杜	告示第八七号
			平成二十一年八月 二七日	

一一、四六一	市道	北杜市白州町台ヶ原二、二七七 番地一先(県道と市道との十字 路交差点・東進車両)	北杜	告示第八七号
			平成二十一年八月 二七日	

一一、四六二	市道	北杜市白州町台ヶ原二、二二六番地先(県道と市道との十字路交差点・西進車両)	北杜	平成二十二年八月二十七日	告示第八七号
一一、四六三	市道	北杜市須玉町若神子一、四七六番地先(須玉郵便局北側十字路交差点・西進車両)	北杜	平成二十二年八月二十七日	告示第八七号
一一、四六四	市道	北杜市須玉町若神子一、四二七番地三先(須玉郵便局北側十字路交差点・東進車両)	北杜	平成二十二年八月二十七日	告示第八七号
一一、四六五	市道	笛吹市春日居町桑戸一、〇〇四番地先(十字路交差点・南進車両)	笛吹	平成二十二年八月二十七日	告示第八七号
一一、四六六	市道	笛吹市春日居町桑戸八六四番地先(十字路交差点・北進車両)	笛吹	平成二十二年八月二十七日	告示第八七号

に改める。
別表第三十の二中

七	市道 春日日本通り線	甲府市中央一丁目二〇番一八号先(甲府信用金庫「春日町支店」前)から甲府市中央一丁目二〇番一七号先(ホテル「サンホワイト」)まで(一三メートル)	一九時か 一六時 まで	タクシ	甲府 六二・七・九 二七号
---	---------------	---	-------------------	-----	---------------------

を

七	削除				甲府 平成二十二年 八月二十七日 告示第八七号
---	----	--	--	--	----------------------------------

その他

に改める。

● 山梨県道路公社の一般競争入札について

山梨県道路公社理事長から、次のとおり公告の依頼があった。

平成二十一年八月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県道路公社公告第二号

次のとおり一般競争入札(事前審査型)を行う。

平成二十一年八月二十七日

山梨県道路公社理事長 新藤康二

一 一般競争入札(事前審査型)に付する事項

1 工事名

富士山有料道路舗装工事

(以下「対象工事」という。)

2 工事場所

山梨県南都留郡鳴沢村富士山山地内

3 工事概要

対象工事は、富士山有料道路舗装工事である。

オーバーレイ工

一号箇所 L二、〇八五m A二七、五一〇m

二号箇所 L二、七〇〇m A二五、三六〇m

三号箇所 L二、一四五m A二一、三九〇m

4 工期

平成二十一年十月から平成二十二年三月

5 予定価格

六三、五一四、五〇〇円

二 一般競争入札の参加資格

山梨県における建設工事(舗装)の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、この公告の日から落札者決定までの間(7、8、11にあつては、それぞれに定める期間)に次に掲げる条件を全て満たしている者であつて、今回、山梨県道路公社理事長より対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

1 平成二十一年一月一日の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の舗

装工事の総合評定値が七百六十点以上の者であること。

2 契約締結日の一年七月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提示できる者であること。

3 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

4 元請けとして請け負い、平成九年四月一日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種の工事（請負金額三千万円以上の舗装工事）の施工実績を有する者であること。（但し、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。）

5 建設業法に基づく適正な技術者一名を配置できる者であること。また、配置する技術者については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に三ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること）がなければならず、配置技術者の変更は、病休・死亡・退職等、道路公社が認める理由のほかに、原則として工事完成まで認めない。

6 JISSQ9001・2000（ISO9001・2000）の認証取得が必要とされている場合には、登録範囲には対象工事の内容を含んでいること。なお、審査登録機関は、（財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならぬものとする。

7 この公告の日の六月前の日から落札者決定までの間に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

8 この公告の日の二年前の日から落札者決定までの間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

9 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

10 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

11 この公告の日前一月間に、山梨県発注工事において五十五点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。

ただし、五十五点未満のなかで工事成績採点審査項目の法令遵守における一、四に該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が五十五点以上の者は参加でき

る。

12 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

三 設計図書等の配布

1 配布期間 平成二十一年八月二十七日（木）から平成二十一年九月九日（水）まで。

2 配布方法 下記によりダウンロードすること。

山梨県道路公社 ホームページ（以下「同ページ」という。）

（URL）<http://www.nns.ne.jp/pass/terminalgate/index2.html>

四 入札参加資格申請の受付期間及び申請方法

1 受付期間 平成二十一年九月三日（木）から平成二十一年九月九日（水）までの「山梨県の休日」を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

2 申請方法 電子メールによる。

メールアドレス terminalgate@nns.ne.jp

ただし、電子メールを送信したことを電話により五の1の担当者に連絡し、間違いなく到着していることを確認すること。

五 問い合わせ先

1 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項

山梨県道路公社 道路管理課 管理担当

電話番号 ○五五 二二六 三三三五

メールアドレス terminalgate@nns.ne.jp

2 設計書の内容に関する事項

電子メールにより、平成二十一年九月十七日（木）までに質問すること。ただし、電子メールを送付したことを電話により五の1の担当者に連絡し、間違いなく到着していることを確認すること。

なお、質問に対しては、各質問書提出の翌日から起算して二日後から入札の前日まで、その回答を同ページで公表する。

六 入札参加資格の確認結果通知等

1 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、平成二十一年九月十六日（水）に通知する。

2 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。

3 1による入札参加資格の確認を受けた者のみが入札に参加することができる。
七 苦情申し立て
入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について
詳細な説明を求める場合

ア 申し立て方法
平成二十一年九月三十日(水)までに、電子メールにより質問すること。
ただし、電子メールを送付したことを電話により五の1の担当者に連絡し、問
違ひなく到着していることを確認すること。

イ 回答方法
平成二十一年十月七日(水)までに、電子メールにより回答する。

八 入札手続等

1 入札及び開札日時
平成二十一年九月二十九日(火)午前十時

2 入札場所
山梨県道路公社本社
甲府市丸の内二丁目十四番十三号 ダイタビルF

電話番号 ○五五 二二六 三八三五

3 入札方法

電報及び郵送による入札は認めないので、指定日時に指定場所に集合すること。
入札参加者は入札の執行に先立ち、山梨県道路公社理事長が入札参加資格があ
ることを確認した旨の通知の写しを入札執行担当者に提出すること。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に
相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数
金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る
課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百
に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札の無効

この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の
記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において「二」に掲げ
るいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

5 入札執行回数は一回とする。

6 入札に際し、対象工事の工事費内訳書及び様式三の三を提出すること。提出は、
入札書に添付して行うものとする。工事費内訳書は本工事費内訳書の様式に準じて

作成し、数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書におい
て、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。工
事費内訳書は、担当職員が確認を行った後、返却する。

九 支払条件

1 前金払 適用(契約金額の四割以内(債務負担行為又は継続費に係る契約の場合
には、当該会計年度の出来高予定額の四割以内)とする。)

2 中間前金 適用(ただし、部分払いとの選択制とし、契約金額の二割以内(債
務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の二割
以内)とする。)

3 部分払 適用(山梨県道路公社会計規程第三十一条による。)

第三十一条(部分払)
契約により工事若しくは製造の既済部分又は物件の既済部分に対し、完済前又は
完済前に代価の一部分を支払う必要があるときは、別に定める検査調査に基づいて、
工事又は製造については、その既済部分の対価の九パーセント以内、物件の買入
については、その既済部分の代価の範囲内で部分払をすることができる。

ただし、理事長が特別の理由があると認めるものについては、性質上可分の工事
における完成部分又は製造における完済部分に対しては、その完成部分又は完済部
分の対価の全額まで支払うことができる。

十 その他

1 落札者が契約締結までの間に「二」に掲げた一般競争入札の参加資格のうち、一
つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、道路
公社は損害賠償の責めを負わないものとする。

2 最低制限価格 有り

3 入札保証金 免除

4 契約保証金(契約金額の百分の十)納付。但し、利付国債の提供又は金融機関若
しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、
公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場
合は、契約保証金を免除する。

5 契約書作成の要否 要(山梨県建設工事請負契約書を準用する。)

6 対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方との随意
契約により締結する予定の有無 無し

7 入札参加資格確認資料作成説明会及びヒアリングは行わない。

8 現場説明会は行わない。

- 9 落札者は入札参加資格確認資料に記載した配置予定の技術者を、対象工事の現場へ選任で配置すること。
- 10 入札参加資格の申請を行った者は、「一般競争入札の参加資格」二二～五及び七～12の要件を満たす者であることを誓約したものとみなす。
- 11 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格申請時に二二～五及び七～12の要件を満たさないにもかかわらず申請を行った者については、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止措置要領」に基づき指名停止を行うことがある。
- 12 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- 13 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。
- 14 提出された申請書及び資料は、当方において公表し、又は無断で使用することはしない。

正 誤

ページ	段	行	誤
			正

平成二十一年八月六日（開発行為に関する工事の完了について）

四四九	上	終わりから十五	昭和町役場
			中央市役所

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 株式会社印刷 甲府市北口二丁目六番